



犬を飼う上で 守らなくてはならないこと

かんさつ すみひょう

☑ 鑑札・済票 を着けていますか？

- ◆ 飼い犬を登録すると、「鑑札」が交付されます。川崎市では、マイクロチップを装着した飼い犬のマイクロチップ情報を環境大臣指定登録機関(日本獣医師会)に登録すると、市への犬の登録もされたものとして、装着したマイクロチップが「鑑札」とみなされます。
- ◆ 年1回狂犬病予防注射を受けさせ、「済票」の交付を受けましょう。
- ◆ 「鑑札(マイクロチップでのみなしを除く)」や「済票」は、迷子になったときや、災害時に備え、必ず首輪などに着けてください。

(鑑札)

(済票)



(マイクロチップの登録先)
犬と猫のマイクロチップ
情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会



<https://reg.mc.env.go.jp>

☑ 糞・尿 の始末してありますか？

- ◆ 「糞」や「尿」は自宅で済ませるよう習慣づけましょう。
- ◆ 外でしてしまった場合、「糞」は持ち帰り、「尿」はペットシートで吸い取る、たっぷりの水で流すなどきちんと始末をしましょう。

トイレは？



☑ 鳴き声などで 迷惑 をかけていませんか？

- ◆ しつけが行き届いていると、周辺地域の方々にも受け入れられやすくなり、災害時にも安心です。

しつけは？



☑ リード は必ずつけていますか？

- ◆ 公園や河川敷でも、リードは短く持ち、犬を確実に制御してください。
- ◆ もしも飼い犬が、人や他の犬等を咬んでしまった場合には、各区役所衛生課まで届け出てください。

お散歩は？



川崎市では、災害時に原則すべての避難所でペットとの同行避難※が可能です。

※同室避難ではありません。避難所以外の預け先も事前に検討しておきましょう。

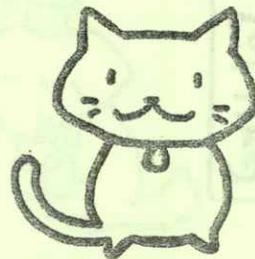
- 予防注射やノミ・ダニ予防をしましょう
- 日頃からクレート(ケージ)に慣れさせましょう
- ペットを連れての避難行動(避難先・避難経路・移動方法)を確認しておきましょう
- 防災用品を準備しましょう
 - ✓ 餌・水(最低5日分)
 - ✓ 常備薬
 - ✓ 食器
 - ✓ 首輪・リード
 - ✓ ペットシート
 - ✓ バスタオル・毛布
 - ✓ ケージ

ペットに関する相談・問合せ先

| | | | | | |
|----------|--------------|----------|--------------|-------------|--------------|
| 川崎区役所衛生課 | 044-201-3222 | 幸区役所衛生課 | 044-556-6681 | 中原区役所衛生課 | 044-744-3271 |
| 高津区役所衛生課 | 044-861-3322 | 宮前区役所衛生課 | 044-856-3270 | 多摩区役所衛生課 | 044-935-3306 |
| 麻生区役所衛生課 | 044-965-5164 | 動物愛護センター | 044-589-7137 | 健康福祉局生活衛生担当 | 044-200-2447 |

当チラシは、ペットを飼育していない皆様にもお知らせしたいため、ペット飼育を禁止している集合住宅等へも回覧させていただく場合がございます。何卒ご了承ください。

猫を飼っている方 世話をしている方へ



～あなたの知らないところで迷惑をかけていませんか？～

動物は私たちの心を癒してくれますが、飼い主・世話をする人次第で御近所の迷惑となり、地域の大きな問題となってしまいます。猫が嫌われる存在とならないためにも、**次のルールを守って**猫が地域の問題とならないようにしましょう！

① No! 置き餌

- ・世話をする猫にだけ餌を与え、食べ残しはすぐ片づけましょう。

② Stop! 繁殖

- ・世話をする猫には、不妊去勢手術をしましょう。
- ・川崎市では猫の不妊去勢手術補助金制度があります。

③ 糞尿の処理

- ・猫は決まった場所で糞尿をします。
- ・頭数分のトイレを用意し、きちんと始末しましょう。

④ 周囲へ配慮

- ・野良猫問題を軽減するため、猫の世話や不妊去勢手術を行っていることを説明し、地域の理解を得ましょう。

⑤ 飼い猫は屋内で

- ・猫は屋内で飼いましょう。
- ・自由に外に出すと、猫にとって危険であるだけでなく、近所の迷惑にもなります。

⑥ 所有者明示

- ・猫に迷子札やマイクロチップをつけましょう。
- ・区役所衛生課では迷子札を無料配布しています。

地域猫活動サポーター登録制度をご存じですか？

地域猫活動とは、地域の野良猫による糞や鳴き声などの問題を解決するため、猫を排除するのではなく、地域の方々の理解のもと、ボランティアや地域住民等によって、猫の不妊去勢手術やルールに沿ったエサの管理など、適正に猫を管理していく活動のことです。

今以上に猫を増やさず、猫による被害を減らすことで、地域の生活環境をより良くし、暮らしやすい地域づくりにつなげることを目的とします。

活動地域や管理の対象となる猫を決めて、川崎市に登録すると、各種支援が受けられます。

- ・サポーター証の発行 ※手術費用が補助額を下回った場合は、その実費額を補助します。
- ・不妊去勢手術費用の補助※ (メス 8,000円 オス 6,000円)
- ・市動物愛護センターでの不妊去勢手術 (無料)
- ・捕獲用ケージの貸出し

登録にあたり、一定の要件があります。詳しくは、区役所衛生課までお問合せください。



川崎市地域猫活動
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000101755.html>

★ 地域猫活動セミナー・地域猫活動サポーター制度説明会を開催します。

- ・令和6年10月19日(土)13時～16時半 中原区役所 (中原区小杉町3-245) 502会議室
- ・申込みは9月17日(火) から二次元コード又は電話にて生活衛生担当まで (先着180名)



⚠ 犬や猫などの愛護動物の虐待・遺棄(捨てること)は犯罪です。

- ・愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が科せられます。
 - ・愛護動物を虐待又は遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。
- 暴行を加えるなどの意図的な行為のほか、必要な世話を行わない、ケガや病気の治療をせずに放置するなど、やらなければならぬ行為を行わない場合(ネグレクト)も虐待に含まれます。

(令和6年9月作成)